

## 結核予防法の改正における予防接種の実施上の疑義について

### 【質問】(山形県)

今般の結核予防法施行令の改正により、結核の予防接種の定期が、「生後6月に達するまでの期間」と定められたが、医療機関による接種体制が確保できないなど、生後6月に達するまでに接種の機会を付与することが困難な事情を有する場合には、結核予防法施行令第2条の2ただし書きの適用について如何。

### 【回答】(厚生労働省健康局結核感染症課：平成16年12月3日)

- (1) 乳児健診との同時実施などによる接種機会の拡大、個別接種の実施体制の整備などによる対応が法律上求められるが、医療提供体制を確保することが、客観的に災害等と同等程度に、困難な事情を有する市町村において、当該市町村の責任により確保できない場合は、確保できるまでの間は、市町村における客観的事実として、結核予防法施行令第2条の2のただし書きの「やむを得ない事情」に当たると解して差し支えない。

ただし、市町村は、来年度中のできるだけ早期に、医療機関における実施体制を確保する法律上の注意義務を負うことに留意するとともに、やむを得ない事情に当たる場合においても、親権者が接種を希望する児で、可能なものに対しては、早期の接種機会の付与を行う義務がある。

- (2) 基礎疾患(極低出生体重児、小児慢性特定疾患等)など、医師の判断による医学上の理由により、生後6月までの接種しうる期間を適切に選んで接種すべきと、市町村及び接種医が判断する児で、親権者の希望のあるものについては、生後6月までの期間に接種機会を確保するよう努めるとともに、これができない場合には、法制上、1歳までの期間に任意接種を勧奨することは差し支えなく、市町村において接種費用を法定接種と同等にする等の対応をとることにより、接種機会の確保は可能である。

## (参考資料) 前頁の質疑応答までの経過

全国保健所長会では、改正結核予防法における BCG 接種の定期（原則生後 6 ヶ月まで）に関する同法施行令「第 2 条の 2 のただし書き」の解釈等についていくつかの疑義があるため、平成 16 年 11 月 16 日に役員が厚生労働省へ出向き、健康局結核感染症課との意見交換を行いました。その結果、「BCG 接種の医療提供体制が確保できない客観事情を有する市町村に関する例外規定の適用については、結核感染症課で今後調整する。具体的な進め方としては、山形県からのご質問に結核感染症が回答する形で対応する」という合意が得られました。

そこで、山形県では上記の合意事項を受けた質問案を準備し、正式な質問に先立つ「事前協議」として、平成 16 年 11 月 19 日に以下の内容を（電子メールで）結核感染症課へ伝えました。

---

### 結核予防法の改正における予防接種の実施上の疑義について（質問案 / 事前協議）

結核の予防接種（BCG）については、その方法が他の予防接種とは異なり、接種者による技術のばらつきがみられることなどを背景として、予防接種ガイドライン（最終改訂：2003 年 11 月）に基づき、原則として集団接種（ただし、個別接種の実施体制が整備された市町村では個別接種）で実施してきた経緯がある。

本県においても、個別接種の実施体制上の問題があるため、現在多くの市町村が集団接種方式で実施しているが、生後 6 ヶ月に達するまでに接種を完了してもらうには、乳児健診との同時実施を含めた接種機会の拡大、及び個別接種の実施体制の整備などが必要と考えている。

しかし、このためには適切な接種技術を有する医師を従来以上に確保する必要があるが、これまで特定の（BCG 接種の経験豊富な）医師に依頼して BCG 接種を実施してきた市町村においては、接種医師の確保がすぐには困難であると思われる。

このような医師の確保の問題から、乳児健診との同時実施などによる接種機会の拡大や医療機関における個別接種の実施体制の整備が間に合わないことは、市町村における客観的事情として、結核予防法施行令第 2 条の 2 のただし書きで規定した「やむを得ない事情」に当たると考えられるが如何。

また、基礎疾患などの影響で BCG を接種できない状態の期間が生後 6 ヶ月までの大部分を占める児の場合、接種し得るわずかな期間を選んで保護者が接種を望んでも、個別接種の実施体制が整備されていない市町村では、接種に応じられない可能性が高い。このような例は、個人的な事情の一面もあるが、他面、医療機関における実施体制が確保できない客観的事情があるものとして、「やむを得ない事情」に当たると考えられるが如何。

---

事前協議の結果、山形県からの正式な「質問」は、別紙（前ページ）の内容で平成 16 年 12 月 1 日に厚生労働省（結核感染症課）へ電子メールで送信されました。

厚生労働省からは同年 12 月 3 日、事前協議段階における上記の質問案の趣旨を考慮した形で、別紙（前ページ）の回答が山形県あてに返信されたものです。